

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

京都市人事委員会

委員長 金川 琢郎

京都市人事委員会規則第 7 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項表以外の部分中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)